

公 告

－奈良県市町村総合事務組合新財務システム構築業務－

【R03C001】

奈良県市町村総合事務組合新財務システム構築業務に係る公募型プロポーザルを行いますので、次のとおり公告します。

令和3年4月5日

奈良県市町村総合事務組合管理者 森 川 裕 一

第1 プロポーザルに付する事項

(1) 案件番号	R03C001
(2) 案件名	奈良県市町村総合事務組合新財務システム構築業務
(3) 方式	公募型プロポーザル
(4) 契約期間等	<p>①新財務システム調達業務 (賃貸借期間) 令和4年3月1日から令和9年2月28日(60か月) ※新財務システム調達業務に係る費用は月々の費用を定めた賃貸借契約とします。</p> <p>②新財務システム運用保守業務 (運用保守期間) 令和4年4月1日から令和9年3月31日(60か月) ※新財務システム運用保守業務に係る月々必要となる費用は賃貸借契約によらない個別契約とします。</p> <p>※令和4年2月28日までは構築期間とします。 ※本稼働は令和4年4月1日とし、令和4年3月1日から令和4年3月31日までは予算投入期間(仮稼働期間)とします。 ※契約に関する詳細は、別途配付する「奈良県市町村総合事務組合新財務システム構築業務 仕様書」を確認してください。</p>
(5) 導入場所	奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館3階
(6) 業 種	システム調達(賃貸借契約)・運用保守業務
(7) 業務概要	現在の財務会計システム(財務WIN-R)の終売にともない、最新環境への対応、業務改善によるコスト削減及び使用者の負荷を削減できる新たな財務システムを導入するもの

(8)業務詳細	詳細は「奈良県市町村総合事務組合新財務システム構築業務仕様書」記載のとおり
(9)上限額	18,447,000円（60か月の総額）＜ <u>消費税等を含む</u> ＞ ※税率は10%で計算しています。 ※消費税の取扱いについては関係法令に従うものとします。 ※上記金額には、 <u>特に記載がない限り、本案件に係る費用は全て（リース料、保守料、カスタマイズ費用、賃貸借物件に係る動産総合保険費用等も含む。）</u> 含みます。
(10)契約保証金	<input checked="" type="checkbox"/> 必要 / <input type="checkbox"/> 免除 奈良県市町村総合事務組合契約規則第18条第1項の規定により、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければなりません。また、同規則第25条により契約解除となった場合には、契約金額の100分の10に相当する額を納付しなければなりません。 <u>ただし、下記①又は②に該当する場合等、落札者決定後、申請により免除となる場合があります。</u> ①保険会社との間に、当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。 ②過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する資料を提出した者。
(11)受託者特定方法	事前審査型 参加要件を満たしている参加者より、当該業務に係る実施体制、実施内容等に関する提案書等の提出を受け、当該提案内容の審査及び評価を行い、評価点が最も高い提案をした事業者を優先交渉権者とし、当該優先交渉権者と協議・調整の上、受託者として特定します。
(12)第三者賃貸契約	<input checked="" type="checkbox"/> 可 / <input type="checkbox"/> 不可 賃貸借契約については、受託者及びリース会社による第三者賃貸契約を可とします。ただし、それぞれの役割を明確にした2者について、「プロポーザルに参加するために必要な資格」に記載の要件を満たす必要があります。
(13)契約書作成の要否	<input checked="" type="checkbox"/> 必要 / <input type="checkbox"/> 免除（詳細は受託者に別途通知します。） 原則、受託者決定後10日以内。
(14)長期継続契約	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 / <input type="checkbox"/> 非該当

	<p>①新財務システム調達業務に係る賃貸借契約について「奈良県市町村総合事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」に基づく長期継続契約であるため、契約の翌年度以降において当該契約にかかる予算について減額又は削除があった場合には、当該契約を変更し、又は解除することができるものとします。</p> <p>②新財務システム運用保守業務に係る契約について、令和4年度の予算成立を前提に年度開始前の準備行為として行うものである。このため、本業務に係る令和4年度予算が成立しなかった場合は、契約を締結しない。</p> <p>また、「奈良県市町村総合事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」に基づく長期継続契約であるため、契約の翌年度以降において当該契約にかかる予算について減額又は削除があった場合には、当該契約を変更し、又は解除することができるものとします。</p>
(15) 支払条件	<p>引渡し後、支払請求を受けた日から30日以内。</p> <p>①新財務システム調達業務 当該年度分を年度当初に支払うもの（令和3年度は3月分のみ）とし、端数が出る場合は最終年度で調整するものとします。</p> <p>②新財務システム運用保守業務 原則、毎月払いとします。</p>
(16) 議会の議決	<p><input type="checkbox"/>必要 / <input checked="" type="checkbox"/>不要</p>

第2 プロポーザルに参加するために必要な資格

プロポーザルに参加する者は、次に定める要件を全て満たす者とします。

なお、第三者賃貸借方式を希望する場合は、それぞれの役割を明確にした2者について、次に定める要件をすべて満たさなければなりません。

<p>(1) [単独事業者の場合] 奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿〔営業種目：Q2 電算業務〕に登録されている者。</p> <p>[第三者賃貸方式の場合] ◆<u>2者のうち代表となる者</u> 奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈</p>

	<p>良県告示第 425 号) による競争入札参加資格者名簿[営業種目：Q2 電算業務]に登載されている者。</p> <p>◆ 2 者のうち代表でない他の 1 者</p> <p>奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号) による競争入札参加資格者名簿[営業種目：01 賃貸業務]に登載されている者。</p>
(2)	<p>[単独事業者の場合／第三者賃貸方式の場合は 2 者それぞれ]</p> <p>プロポーザル方式参加表明書提出時点から受託者決定の日までの間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置期間中でない者であること。</p>
(3)	<p>[単独事業者の場合／第三者賃貸方式の場合は 2 者のうち代表となる者]</p> <p>プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度における認証を取得していること。</p>
(4)	<p>[単独事業者の場合／第三者賃貸方式の場合は 2 者のうち代表となる者]</p> <p>奈良県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県及び三重県内いずれかに本社、支店または営業所があり、システムに障害等が発生した場合は、概ね 3 時間以内に駆け付け対応ができること。</p>
(5)	<p>[単独事業者の場合／第三者賃貸方式の場合は 2 者それぞれ]</p> <p>開札の日において、下記の税の未納がないこと。</p> <p>① 法人税(個人事業者は所得税)、消費税及び地方消費税</p> <p>② 法人都道府県民税(個人事業者は都道府県民税)、法人事業税(個人事業者は個人事業税)、自動車税等、当該事業者に課される全ての都道府県税</p> <p>③ 法人市町村民税(個人事業者は市町村民税)、固定資産税、事業所税、軽自動車税等、当該事業者に課される全ての市町村民税</p>
(6)	<p>[単独事業者の場合／第三者賃貸方式の場合は 2 者それぞれ]</p> <p>地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。</p>
(7)	<p>[単独事業者の場合／第三者賃貸方式の場合は 2 者それぞれ]</p> <p>会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号) 第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者、または申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者または申立てがなされなかった者とみなします。</p>
(8)	<p>[単独事業者の場合／第三者賃貸方式の場合は 2 者それぞれ]</p>

	平成12年4月1日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、または申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなします。
(9)	[単独事業者の場合／第三者賃貸方式の場合は2者それぞれ] 平成12年3月31日以前に、民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
(10)	[単独事業者の場合／第三者賃貸方式の場合は2者それぞれ] 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者、または申立てがなされていない者
(11)	[単独事業者の場合／第三者賃貸方式の場合は2者それぞれ] 以下に掲げる暴力団排除要件に該当しないこと。 ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店または営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店または営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。 ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。 ③ 役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用していると認められる。 ④ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金を提供し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していると認められる。 ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

第3 仕様書等の配付

この業務に係る仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）は、下記の期間及び場所で無償配付（貸与）します。仕様書等の配付を受けていない場合は、プロポーザルに参加することができません。

(1)期 間	令和3年4月5日（月）から <u>令和3年4月22日（木）</u>
--------	-----------------------------------

	午前9時から午後5時まで (土曜日・日曜日・祝日及び正午から午後1時までを除く。)
(2)場 所	奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館3階 奈良県市町村総合事務組合 総務課
(3)持 ち 物	①仕様書等閲覧申請書(様式第6号)(記入・押印済み) 1部 ②受領される方の名刺 1枚 仕様書等閲覧申請書の様式は、上記期間及び場所で配付するほか、奈良県市町村総合事務組合公式ホームページからダウンロードできます。 (http://www.nasouji.or.jp/)
(4)仕様書等の 取扱い	<u>仕様書等については、貸与とし、無断複製を禁じます。</u> <u>また、当組合から特に指示がない限り、優先交渉権者の決定日以後1か月以内に当組合へ郵送または持参により返却してください。</u>

第4 現場確認

この業務に係る現場確認については、下記のとおりです。

なお、現場確認が必須の場合であって、現場確認を行っていない場合は、プロポーザルに参加することができません。

(1)現場確認	■必須 / □有 / □無 ※現場確認が[必須]又は、[有]の場合で現場確認を希望される方は、 <u>前日までに当組合にご連絡いただき日程調整の上、現場確認を行ってください。</u>
(2)対応日時	<u>令和3年4月5日(月)から令和3年4月23日(金)</u> 午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)の間 ※対応時間は1事業者あたり1時間以内とします。 ※希望を聞いたうえでこちらから日時を指定させていただきます。
(3)場 所	奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館3階 電算室
(4)持 ち 物	①現場確認参加申込書(様式第5号)(記入済みのもの) 1部 ②現場確認参加者のうち責任者となる者の名刺 1枚 現場確認参加申込書の様式は、上記期間及び場所で配付するほか、奈良県市町村総合事務組合公式ホームページからダウンロードできます。 (http://www.nasouji.or.jp/)

第5 質疑及び回答

質疑がある場合はプロポーザル方式質問書を作成し、下記の要領で電子メールにて送付してください。

(1)受付期間	<u>令和3年4月5日(月)から令和3年4月23日(金)</u> ※最終日は午後5時までに送達されたものを有効とします。
(2)宛先	奈良県市町村総合事務組合 総務課 メールアドレス: keiyaku@na-kaikan.jp
(3)様式	プロポーザル方式質問書(様式第3号)の様式は、上記期間及び場所で配付するほか、奈良県市町村総合事務組合公式ホームページからダウンロードできます。(http://www.nasouji.or.jp/)
(4)回答期日	①期日 <u>令和3年4月28日(水)午後5時</u> までに回答します。 ②方法 事業者名を伏せた上で当組合ホームページに掲載します。 ※ホームページに回答を掲載した旨は個別に通知しませんので、都度ホームページの確認をお願いします。

第6 プロポーザル方式参加表明及び参加資格の確認

提案書の提出前に、プロポーザル方式参加資格の確認を行います。プロポーザル方式参加希望者は、下記の書類を記載の要領で提出してください。

参加表明書を提出していない場合は、プロポーザルに参加することができません。

なお、代表者(登記簿により代表権があることが確認できる者)以外の者が入札に参加する場合は、同時に委任状(様式第7号)を提出する必要があります。

※奈良県の名簿へ支店・営業所等で登録し、県から支店・支店長等で委任の許可を得ている場合であっても委任状の提出は必要です。

(1)提出期間	<u>令和3年4月5日(月)から令和3年5月17日(月)</u> 午前9時から午後5時まで (土曜日・日曜日・祝日及び正午から午後1時までを除く。)
(2)提出先	〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館3階 奈良県市町村総合事務組合 総務課
(3)提出方法	<u>書留郵便による郵送または持参</u>
(4)提出書類	[単独事業者の場合/第三者賃貸方式の場合は2者のうち代表となる者] ① プロポーザル方式参加表明書(様式第2号) <u>※第三者賃貸方式を利用する場合は、プロポーザル方式参加表明書の(第三者)欄に必要事項を記入の上、2者のうち代表となる者が提出してください。</u>

	<p>② プライバシーマークもしくは ISMS (ISO27001) 等の使用許諾書の写しもしくは、登録証の写し</p> <p>[単独事業者の場合／第三者賃貸方式の場合は2者それぞれ]</p> <p>③ プロポーザル方式参加資格確認申請書 (様式第8号)</p> <p>④ 奈良県の競争入札参加資格審査結果通知書の写し</p> <p>⑤ 欠格事項等に該当しない旨の宣誓書 (様式第9号)</p> <p>⑥ 過去3か年の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書)</p> <p>⑦ 法人税 (個人事業者は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がない証明書の写し (<u>直近年度の国税通則法施行規則別紙様式第8号様式その3、その3の2、その3の3のいずれかで、提出日から3か月以内に発行されたもの</u>)</p> <p>⑧ 法人都道府県民税 (個人事業者は都道府県民税)、法人事業税 (個人事業者は個人事業税)、自動車税等、当該事業者に課される全ての都道府県税に未納がない証明書の写し (<u>直近年度のもので提出日から3か月以内に発行されたもの</u>)</p> <p>⑨ 法人市町村民税 (個人事業者は市町村民税)、固定資産税、事業所税、軽自動車税等、当該事業者に課される全ての市町村税に未納がない証明書の写し (<u>直近年度のもので提出日から3か月以内に発行されたもの</u>)</p> <p>⑩ 履歴事項全部証明書の原本 (<u>提出日から3か月以内に発行されたもの</u>)</p> <p>⑪ 印鑑証明書の原本 (<u>提出日から3か月以内に発行されたもの</u>)</p> <p>※②及び⑥～⑪については、優先交渉権者決定通知後の提出も可としますが、提出後、参加資格要件を満たしていないと判断された場合は失格となり、優先交渉権者としての権利を失います。</p>
(5) 審査	<p>審査の結果、参加要件を満たすと認められた者には、プロポーザル方式参加資格適格通知書 (様式11号) で通知します。</p> <p>提出期限までにプロポーザル方式参加資格の確認に必要な書類を提出しない者、または審査の結果、資格要件を満たさない者は失格とし、プロポーザル方式参加資格不適格通知書 (様式第12号) で通知します。</p>
(6) 審査結果 発送日時	<p><u>令和3年4月5日 (月) から令和3年5月21日 (金)</u></p> <p>※参加資格の審査は随時実施します。プロポーザル方式参加資格確認申請書提出後、<u>上記期日までに審査結果の通知が届かない場合はお問い合わせください。</u></p>
(7) 追加審査	<p>(4) 提出書類に関し、優先交渉権者決定通知後の提出を可としている書類があり、かつ、当該書類について未提出の書類がある場合、優先交渉</p>

	権者は、当組合からの求めに応じ、未提出の書類を提出する必要があります。なお、この場合、追加提出書類について再度、審査の手続きを行い、おおむね書類の提出から10日以内をめどに審査結果を通知します。
--	---

第7 提案書の提出及び提案内容確認方法等

プロポーザル方式参加資格適格通知書により、プロポーザル方式参加資格適格者と認められた者は、提案書類を下記の要領で提出してください。

なお、事前にプロポーザル方式参加資格適格通知を受けていない場合は、本プロポーザルに参加できませんのでご注意願います。

1. 提案書の提出

(1) 提出期間	令和3年4月 5日(月) から <u>令和3年5月31日(月) 午後5時まで</u> 【必着】 ※提出期間の前または後に到着した提案書は無効となります。
(2) 提出書類	①企画提案書 (様式第15号) (正本1部) ②会社概要 (任意様式:A4) (正本1部、副本8部) ③提案書 (任意様式:A4) (正本1部、副本8部) ④導入実績一覧 (様式A : A4) (正本1部、副本8部) ⑤機能要件一覧 (様式B : <u>A3</u>) (正本1部、副本8部) ⑥見積書 (様式C : A4) (正本1部、副本8部) ⑦調達機器明細 (任意様式:A4) (正本1部、副本8部) ⑧帳票サンプル (任意様式:A4) (正本1部、副本8部) ※1 <u>提出書類(以下「提案書等」という。)は封筒に入れ、封印してください(以下「提案書封書」という。)</u> ※2 提案書封書の表面には「 <u>提案書在中</u> 」と朱書きし、裏面には、案件番号、案件名、提案者の住所及び、商号又は名称、代表者名、電話番号、並びに担当者名を記載してください。 ※3 上記以外の提出を求める書類又は提案書等に関する補足資料がある場合は、提案書と同一部数を提案書封書に同封し提出すること。 ※4 <u>副本については、事業者名が判る記載(会社名、会社ロゴ、社印、代表者名、商品名、所在地、メールアドレス等)は全てマスキング</u> を行うようしてください。 ※5 上記に関わらず提案を評価する際に詳細確認等が必要と判断された場合は、追加資料等の提出を求める場合があります。 ※6 提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。
(3) 提出先	〒634-0061

	奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館3階 奈良県市町村総合事務組合 総務課
(4) 提出方法	書留郵便による郵送もしくは持参 (作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。)

2. 提案内容確認

(1) 実施方法	<p>■プレゼンテーション / ■ヒアリング / □書類確認のみ</p> <p>※参加者多数の場合は、提案書の提出期間終了後、<u>提出書類の事前審査を行い、プレゼンテーションへの参加者を限定する場合があります。</u></p> <p>※<u>事前審査を実施する場合は、提案書提出期日経過後に個別連絡します。</u></p> <p>※事前審査を実施した場合の結果は、提案内容事前審査結果通知書(第16号)にて全提案者に個別に通知します。</p>
(2) 実施日時	<p><u>令和3年6月14日(月)から令和3年6月18日(金)のうちいずれかの日</u></p> <p>※1社あたり2時間以内(ヒアリング含む)を予定</p> <p>※各社の詳細な実施日時は提案内容確認参加依頼書(様式第17号)にて個別に通知します。</p> <p>※欠席された場合は、辞退したものとみなします。</p>
(3) 実施場所	奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館
(4) 実施者	実施者(説明者)はパソコン操作員を含め5名以内とします。
(5) 留意事項等	<p>① プレゼンテーションは1社につき90分以内とし、その後、プロポーザル方式審査委員会委員による30分以内のヒアリングを予定しています。</p> <p>② プロジェクター投影用パソコン(デモ環境含む。)は、提案者が用意してください。 なお、プロジェクター、スクリーン、接続ケーブル(D-Sub形式)、HDMI形式変換器及びホワイトボードは当組合で用意します。</p> <p>③ パソコン等の準備は、プレゼンテーションの開始予定時間までに行ってください。 なお、審査会場へは当組合からの許可を受けたうえで入室するものとし、準備はおおむね15分程度とします。</p> <p>④ プレゼンテーションにおいて使用する資料は、原則、先に提出した提案書等のみとします(ただし、当組合が追加で提出を依頼した資料がある場合はこの限りではありません。)</p> <p>⑤ プレゼンテーションは、<u>提案書の内容に沿って説明するものとし、デモ環境を準備し、実際の画面によるデモンストレーションを交え実</u></p>

	<p><u>施してください。</u></p> <p>⑥ <u>利用する資料は事業者が判る記載（会社名、会社ロゴ、社印、商品名、所在地、メールアドレス等）を全てマスキングしたものを使用し、説明担当者の発言含め、事業者名が判らないよう留意してください。</u></p>
--	--

第8 提案の方法等

(1)	見積書の金額は、本業務にかかるすべての費用の <u>60か月分の総額（リース料、保守料、カスタマイズ費用、賃貸借物件に係る動産総合保険費用等も含む。）に消費税等に相当する金額を含めて記載してください。</u>
(2)	見積書の金額は、算用数字にて記入してください。
(3)	見積書の金額は、訂正できません。
(4)	<u>提案書には公告及び仕様書等において指定された事項を必ず記載してください。</u>
(5)	提案書の提出期限経過後は、提出された提案書等の内容の変更、引換え、差換え及び撤回（プロポーザルを辞退する場合を除く。）はできません。
(6)	提案内容確認の実施日時までは、いつでも辞退することができます。途中において参加を希望しないこととなった場合は、プロポーザル方式辞退届（様式第14号）を次の方法により提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ①持参により提出する。 ②提案書の到着期限までに届くよう、書留郵便により郵送する。

第9 提案書の無効

1. 次に該当する提案書は、無効とします。

(1)	企画提案書に記名・押印を欠く提案書（不明瞭で確認しがたい場合を含む。）
(2)	提案書の重要な文字の誤脱等により、必要な事項を確認できない提案書
(3)	同一案件の提案について、2以上の提案書を提出した者の提案書
(4)	見積金額を訂正した提案書または判読しがたいと認められる提案書
(5)	次に掲げるいずれかに該当する提案書 <ul style="list-style-type: none"> ①公告に記載の方法以外の方法により提出された提案書 ②提案書提出期間の前または提案書提出期限の後に到着した提案書 ③提案書封書に案件番号、案件名等必要事項の記載がない提案 ④提案書封書に記載の案件番号、案件名等と封入された企画提案書の案件番号、案件名等が相違する提案書 ⑤その他プロポーザル方式審査委員会において無効と認められる提案書

2. 次に該当する場合は失格とし、当該者の提出した提案書は無効とします。

(1)	プロポーザルに参加資格のない者
(2)	代理人で委任状を提出しない者
(3)	他人の代理を兼ねた者
(4)	2者以上の者の代理をした者
(5)	プロポーザルに際して公正な審査の執行を妨害する行為をなした者
(6)	プロポーザルに関し不正行為をした者
(7)	係員の指示に従わない等、秩序を乱した者
(8)	プロポーザル方式参加表明書の提出を求められる場合において、プロポーザル方式参加表明書を提出しない者、または虚偽の内容を記載し提出した者
(9)	仕様書等の閲覧または配付を行う場合において、仕様書等の閲覧または受領をしていない者
(10)	指定される期日までに公告等において提出を求める書類を提出しない者、虚偽の申請を行った者、その他指示に従わない者
(11)	その他、当組合が定めるプロポーザル方式の条件に違反した者

※受託者決定までの間において、上記のいずれかに該当することとなった場合、または該当する事実が判明した場合には、当該受託者は失格とし、その者のした提案は無効とします。

第10 審査方法等

審査方法及び優先交渉権者を特定するための評価基準は以下のとおりです。

(1) 審査方法	当組合のプロポーザル方式審査委員会において、提出された提案書等について、審査を行い、評価点を算定いたします。																						
(2) 評価基準	<p>以下の項目毎にそれぞれ審査を行い、評価点を算定します。 (1000点満点)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価内容</th> <th colspan="2">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">技術評価点</td> <td colspan="2">800点</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(内訳)</td> <td>業務体制及び実績評価点</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(内訳)</td> <td>100点</td> </tr> <tr> <td>提案内容評価点</td> <td>300点<重点評価点></td> </tr> <tr> <td>操作性評価点</td> <td>150点</td> </tr> <tr> <td>機能要件評価点</td> <td>250点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">価格評価点</td> <td colspan="2">200点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※採点はプロポーザル方式審査委員の評価によります。</p>	評価内容		配点		技術評価点		800点		(内訳)	業務体制及び実績評価点	(内訳)	100点	提案内容評価点	300点<重点評価点>	操作性評価点	150点	機能要件評価点	250点	価格評価点		200点	
評価内容		配点																					
技術評価点		800点																					
(内訳)	業務体制及び実績評価点	(内訳)	100点																				
	提案内容評価点		300点<重点評価点>																				
	操作性評価点		150点																				
	機能要件評価点		250点																				
価格評価点		200点																					
(3) 評価の優先順位	<p>評価点が同点の場合は、下記順で優先評価します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術評価点 2. 重点評価点 3. 上記がすべて同点の場合、くじによる抽選 																						

(4) 審査結果通知	令和3年6月下旬（予定）
------------	--------------

第11 優先交渉権者の決定手順

次の各号に定める手順に従い、提出された全ての提案者の順位を決定し、最も評価点が高い提案者を優先交渉権者と決定し、当該優先交渉権者に対し、プロポーザル方式優先交渉権者決定通知書（様式第18号）により通知します。

(1)	提案額が公告に定める上限額を超えている提案書は無効とします。
(2)	最低評価基準点を定める場合に、最低評価基準点を下回る提案書は無効とします。
(3)	評価点と同点の提案書が2以上あるときは、案件ごとに定める技術評価点が高い提案書を上位とします。なお、技術評価点も同点の場合であって、重点評価点が決まっている場合は、当該評価点の高い提案書を上位とします。
(4)	評価点と同点の提案書が2以上あるときで、重点評価点及び技術評価点の両方が同点である場合は、当該プロポーザル方式の事務に関係のない職員にくじを引かせて決定します。
(5)	くじは、白紙を用いて作成し、くじであること及び作成年月日を記載し、必要数の棒線を引き、その末端に順位を表す数字を記載することとします。
(6)	くじを引かせる場合は、その順位表示箇所を完全に覆い、棒線の上部にくじを引く職員が押印し、くじを引くものとします。

※提案者が2者に満たない場合は、提出された提案書の評価点が6割以上であり、かつ、優先交渉権者として適当であるとプロポーザル方式審査委員会で承認されたときに限り、優先交渉権者として決定することができます。

第12 契約

(1)	優先交渉権者と提案書に基づいて協議・調整の上、契約を締結することとし、提案書の内容を一部変更して契約する場合があります。
(2)	前項の協議により必要が生じた場合は、公告に定める上限額の範囲内において提案額を変更し、契約金額とする場合があります。
(3)	(1)の場合において、優先交渉権者は、提案内容及び提案額を変更した提案書を改めて提出する必要があります。
(4)	(1)に定める協議が調わない場合は、当該優先交渉権者を受託者として特定せず、プロポーザル方式非特定通知書（様式第20号）で通知します。
(5)	前項に定める場合は、次点者を新たな優先交渉権者として協議を行います。
(6)	受託者を特定したときは、当該優先交渉権者に対してプロポーザル方式特定通知書（様式第21号）で通知します。また、第4項及び前項以外の審査対象者に対し

てプロポーザル方式非選定通知書（様式第 22 号）で通知するものとします。

第 13 その他

(1) プロポーザルの中止	審査前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたとき、または適正な審査ができないと認められる場合は、プロポーザルの審査を延期または中止することがあります。
(2) 審査結果の公表	審査結果（提案者名及び評価点）は、優先交渉権者決定の翌日から、当組合総務課での閲覧、公式ホームページへの掲載、または会館掲示場での掲示の方法により公表します。
(3) 契約者	奈良県市町村総合事務組合管理者
(4) 契約条項を示す場所及び契約を担当する課等の名称	〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 3 0 2 番 1 奈良県市町村総合事務組合 総務課 TEL 0744-29-8251
(5) 契約の不締結	<p>落札者決定後、契約締結までの間に、受託者について次のいずれかに該当することとなったとき、または該当する事実が判明したときは、契約を締結しません。</p> <p>①本公告に記載の「提案書の無効」の 2. の(1)から(11)のいずれかに該当する場合、またはした事実が判明した場合</p> <p>②奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けた場合</p> <p>③地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当する場合</p> <p>④会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をした場合、または申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合であっても更生計画が認可された場合については、更生手続開始の申立てをしなかった場合または申立てがなされなかった場合とみなします。</p> <p>⑤平成 12 年 4 月 1 日以降に、民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをした場合、または申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合であっても、再生計画が認可された場合については、再生手続開始の申立てをしなかった場合または申立てがなされなかった場合とみなします。</p>

- ⑥平成12年3月31日以前に、民事再生法附則第2条による廃止前の和議法第12条第1項の規定による和議開始の申立てをした場合。
- ⑦破産法第18条の規定による破産手続開始の申立てをした場合、または申立てがなされた場合。
- ⑧契約関係を継続しがたい重大な事由があると認められる場合で、次に掲げる場合。
- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店または営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店または営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金を提供し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ この契約に係る下請契約または資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ この契約に係る下請契約等にあたり、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、当組合が当該下請契約等の解除等を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

	<p>ク この契約の履行にあたり、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当組合に報告せず、または警察に届け出なかったとき。</p>
(6)その他	<p>①このプロポーザルの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とします。</p> <p>②この公告に定めのない事項については、奈良県市町村総合事務組合契約規則、奈良県市町村総合事務組合プロポーザル方式実施要領及び関係法令によるものとします。</p>
(7)問い合わせ先	<p>〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館3階 奈良県市町村総合事務組合 総務課 電話番号 : 0744-29-8251 FAX番号 : 0744-29-8243 メールアドレス : keiyaku@na-kaikan.jp</p>